

第2回教育委員会

開会日時 令和5年 1月 25日(水) 午前 10時00分
閉会日時 午前 10時25分
開会場所 教育支援センター

出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐紀子
委 員	青 木 義 男
委 員	長 沼 豊
委 員	野 田 義 博

出席事務局職員

事務局次長	水 野 博 史	地域教育力担当部長	湯 本 隆
教育総務課長	諸 橋 達 昭	学 務 課 長	金 子 和 也
指 導 室 長	氣 田 眞由美	新しい学校づくり課長	渡 辺 五 樹
学校配置調整担当課長	早 川 和 宏	施設整備担当副参事	伊 東 龍一郎
生涯学習課長	太 田 弘 晃	地域教育力推進課長	河 野 雅 彦
教育支援センター所長	阿 部 雄 司	中央図書館長	松 崎 英 司

署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立しております。

それでは、ただいまから令和5年第2回の教育委員会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、水野次長、湯本地域教育力担当部長、諸橋教育総務課長、金子学務課長、氣田指導室長、渡辺新しい学校づくり課長、早川学校配置調整担当課長、伊東施設整備担当副参事、太田生涯学習課長、河野地域教育推進課長、阿部教育支援センター所長、松崎中央図書館長、以上12名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により野田委員にお願いいたします。

本日の委員会は傍聴申し出がございませんでした。

○報告事項

1. 教育活動中に発生した事故に係る示談処理について

(総-1・教育総務課)

2. 教育活動中に発生した事故に係る示談処理について

(総-2・教育総務課)

3. 教育活動中に発生した事故に係る示談処理について

(総-3・教育総務課)

教 育 長 それでは、報告事項を聴取します。

報告1から3「教育活動中に発生した事故に係る示談処理について」、教育総務課長から、一括して報告願います。

教育総務課長 それでは、資料の、まず「総-1」からご覧ください。

同様のものが「総-2」「総-3」とございますが、「総-1」と「総-2」「総-3」で若干異なります。

「総-1」は、この後、和解の専決処分という形で行います。

「総-2」と「総-3」につきましては、損害賠償額の決定の専決処分ということで行います。

「総-1」につきましては和解の専決ということで、和解の内容につきまして、公開できる部分とできない部分がございます関係で、その後の2つの資料には学校名が入っていないという、詳細が書けない事情がございます。

それでは、まず、「総-1」から説明させていただきます。

まず、事故の概要なのですが、令和3年に、区立小学校において、授業時間中に、児童が学力向上専門員の個別指導を受けるため、家庭科室で一人きりで待機していたところ、転倒し、右耳鼓膜を破って損傷したというものでございます。

示談の相手方として区内在住の児童ということで、示談金額は80万円ということになります。

示談の処理としましては、区と被害者の間に、書面に定めるほか何ら債権債務

が存しないこと、また、本件事件に関する経緯及び本示談の内容について、正当な理由がない限り、第三者に口外しないことを確認する示談書を取り交わしたというものでございます。

なお、支払いにつきましては、損害賠償金。こちらは特別区自治体総合賠償責任保険におきまして査定され、支払われたという形になってございます。

こちらは「総－１」です。

続けて、「総－２」「総－３」になります。

続きまして、「総－２」をご覧ください。

こちらにつきましては、事故の概要は、令和４年６月５日、午後１時３０分ごろ、桜川中学校野球部の公式戦の試合中に、内野手の送球がそれて、保護者応援席で観戦していた被害者の顔面にボールが直撃して、左の眼の骨を骨折したということでございます。

相手方が、区外在住の女性ということになります。

示談金額は、２７万７，７１０円ということでございます。

こちらも同じく、特別区自治体総合賠償責任保険におきまして補填されるものになります。

続きまして、「総－３」をご覧ください。

こちらにつきましては、事故の概要でございます。令和４年９月２２日、午後４時３０分ごろ、板橋区立中台中学校校庭で行われていた同校野球部の部活動中、生徒の打ったボールが防球ネットを越え、同校の南東側に隣接する被害者宅の屋根を直撃し、瓦が一部破損したというものでございます。

相手方は、区内在住の男性でございます。

示談金額は、４万６，２００円。

こちらにつきましても、特別区自治体総合賠償責任保険で補填されるものでございます。

以上、３件、よろしく申し上げます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

４．安心できる居場所をめざして！学校における支援体制強化

(指－１・指導室)

教 育 長 それでは、報告４に移ります。「安心できる居場所をめざして！学校における支援体制強化」について、各課長から説明していただきます。

まず、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 資料をご覧ください。

こちらは、今度、区長で新年度の予算のプレス発表を行う資料の一部にもなっているものでございます。

こちらで新年度の重点的な事業を紹介する中で、今回、教育委員会として、重点事業、プレス発表されている部分につきましてご案内するものでございます。

まず、本件の「安心できる居場所をめざして！」ということで、「学校における支援体制強化」と銘打ってございます。

こちらは、教育委員会で進めております多様な居場所づくりの中で、特に今回は学校における居場所の推進事業を拡充するということで行われる事業でございます。

近年、不登校、いじめ、そしてヤングケアラーといった、複雑、高度な問題を抱えておりますので、そういったものを、子どもたちに寄り添って支援していくということが学校には求められている中で、今回、それぞれ学校における居場所づくりの事業を推進していくというものでございます。

中身につきましては、それぞれ所管から話をさせていただきたいと思っております。お願いいたします。

教 育 長 それでは、指導室長、お願いします。

指 導 室 長 よろしくお願いいたします。

まず、学校における居場所づくりということで、これまでも教室に登校できない生徒に対する支援策としまして、本来の通常教室以外の専用教室の居場所ということ、これを各中学校内に設置しているということについては、これまでも同様をお願いしてきておりまして、整備をしているところです。

ただ、その中で、特に区内の中で不登校数の多い学校11校につきましては、重点校という形で捉えまして、さらに支援強化をしていくということで考えております。

また、この11校のうちの、特に不登校の多い中学校3校があるのですが、そちらの3校についての居場所の運営を、民間事業者へ委託を行いまして、居場所支援、それから学習支援、これを実施しまして、コミュニケーション能力や生活習慣を養いながら、社会的な自立支援をしていこうというものでございます。

委託を受けた事業者におきましては、実施校において開催される校内委員会というものに参加していただいて、より、そこも強化、連携をしながら、居場所における生徒の状況なども共有して、学校全体で統一した居場所における支援を還元していきたいと考えております。

その11校のうちの、この3校以外の残り8校につきましては、東京都の補助事業であります学校と家庭の連携推進事業というのがございまして、これは今までにも活用してきているところでございますが、これに区独自で、9週分を上乗せしまして、地域の方、それから、大学生のボランティアの力をかりながら、制度に寄り添った支援を、引き続き、ここについては実施をしていきたいというふうに考えております。

それから、2点目のスクールカウンセラーの増員というところについて、(2)のところにございますが、スクールカウンセラーと生徒との信頼関係の構築とか、相談の継続性を重視しまして、中学校22校を対象に、都の教育委員方から、現在、週1、2回程度、配置がなされております。

ただ、色々な意味で、最近、スクールカウンセラーのところから、いじめが発見されたりとか、不登校でスクールカウンセラーが関わってくれたことによって、そこから支援にさらにつながって、学校、教室復帰ができたとか、そういった話も色々な報告を受けているところで、カウンセラーの力というところに各学校もすごく期待しているところがございます。

そういったところで、区としても、カウンセラーを増員しまして、週2、3回程度、スクールカウンセラーが中学校にいるという、そういう環境を構築していきたいというふうに考えております。

今現在の都のカウンセラーの活動状況としましては、主立ったところは、保護者からのご相談というのが結構主な部分を占めております。

もちろん、子どもたち、生徒の相談というところもやっているところではあるのですが、時間とか回数とか、そういった部分で、まだまだというところがございます。

それと、相談に来る子を、教室、相談室等で待っていて、そして、その相談者に応じているという現状がございますので、この増員によりまして、アウトリーチ型の支援、カウンセラーが常時教室を回りながら、事前に、様々な子どもの状況を把握していくということをなしつつ、心理的な支援の自立を図っていきたいというふうに考えております。

この活動につきましては、なかなか効果がどのぐらいあったかというのは数値的にも特定しにくいところではございますが、令和5年度からの3年間のモデル事業実施ということで、活動状況を把握しながら、子どもたちに必要な配置数等も、今後、また見定めてまいりたいというふうに考えているところがございます。

以上です。

教 育 長 ありがとうございました。

それでは、スクールソーシャルワーカーについて、センター所長からお願いいたします。

教育支援センター所長 私からは、(3)のスクールソーシャルワーカーの増員及び学校配置についてご説明させていただきます。

内容といたしましては、資料に記載してございますとおり、現在、教育支援センターにスクールソーシャルワーカーが6名おりますが、こちらを5名増員して、11名を配置いたします。

さらに、センターに配置しております者を、22校あります中学校のうち11校に配置するというようなことでございます。

11校に配置して、その中学校を拠点にして、エリアの中の小中学校を巡回す

る形に変えていきたいというふうに計画してございます。

背景といたしましては、冒頭、教育総務課長からもご説明がありましたとおり、不登校児童・生徒の増、児童虐待相談対応件数の増といったような背景がございまして、不登校対策だけではなくて、児童虐待の未然防止、それから、早期発見、ヤングケアラー対応というところで、国や東京都もスクールソーシャルワーカーの活用の強化を掲げているところでございまして、それを受けた取り組みということになります。

この体制強化によりまして、今までは、事態が割と深刻化してから教育支援センターにスクールソーシャルワーカーの派遣要請がやってきて、それから対応するというようなことがございましたが、学校に席を置くことによって、早目に問題共有をして、悪化する前に対応できるというようなことができるようになるかというふうに考えてございます。

また、学校に席を置くことで、校内委員会に毎回出席するなどして、先生方と情報共有、対応が迅速にできるようになる、また、地域の一員としての一体感も出てくるというふうなメリットもあるというふうに考えているところでございます。

また一方で、スクールソーシャルワーカーの役割を学校の教員にいかに浸透させていくかとか、学校と教育委員会で異なる役割分担で取り組んでいくかという重要な課題もございますので、その辺りは4月に向けて計画的に行動してまいりたいというふうに考えてございます。

また、資料の(4)に記載してございますとおり、それぞれの施策を強化していくというわけではなくて、(1)(2)でもございましたとおり、民間機関やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが、それぞれきちんと連携して、効果的、専門的な支援につなげられるよう取り組みを強化したいというふうに考えているところでございます。

ご報告は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 いずれもよい案だと思うのですが、以前に人事報告があったときに、スクールソーシャルワーカーの定員はあるが、なかなかそれが満たされないということで、採用について、難しい問題があるのだなという印象があるのですが、その点についてはいかがでしょうか。

教育支援センター所長 ありがとうございます。

確かに、昨年度まで、スクールソーシャルワーカーは結構出入りが激しくて、なかなか定着に課題があるというようなところがございました。

幸い、特に勤務条件を改善したわけではないのですが、職場の風通しがよくなるように、色々とセンターの中で工夫してきたところでありまして、それが奏功したのかどうかは不透明なところはあります。今年度はスクールソーシャルワーカー

カーも定着して、非常に良い環境で仕事ができているかなと評価しているところ
でございます。

また、来年度に向けまして5名増加するというところで、人が増えるのはいい
んだが、ある程度、人材の質を担保していかなければならないというところが課
題かなと思っておりますので、常に、新たに採用を計画しているものについて
も、公募を締め切ったところでございますが、我々が期待していた以上に応募が
あって、これから面接等で絞り込んでいく形ではあるのですが、そこら辺の人材
の質を確保していくということでは、いい傾向なのかなと考えているところで
ございます。

教 育 長 よろしいですか。
その他、いかがでしょうか。

長 沼 委 員 ありがとうございます。居場所の設定というのは、不登校児童・生徒が多い中
で、重要な取組だと思っております。

先日、学校整備の視察で訪れた学校でも、もう既に居場所を作っていて、有効
活用しているというのを実際に見てきました。

例えば常盤台小学校では、絵本の部屋というのがあって、そこは絵本を読むだ
けではなくて、該当する児童も使えるようになっているということで、しかも、
場所が門を入ってすぐのところ、ぱぱっと来て、まだ教室に入れないなという
子どもでもそこを利用できる。また、休み時間には絵本を利用する子どもが来て、
そこで交流して、だんだん居場所から、教室に入るきっかけになるという、とて
もいい取組だなと思って見ていました。

また、板橋第三中学校でも、そういう子どものための部屋を作っていて、私が
見たときも何人か利用していましたが、校長先生も入って、とてもいい雰囲気
で会話をしていました。

従来ですと保健室の利用というのが多かったと思いますが、保健室だと、なか
なか敷居が高いとか、それと、保健室自体も、けがをした子どもの手当などでも
使うわけですので、居場所としての機能もありつつ、他にも必要性がある場所だ
と思います。その意味で、居場所の設定という事業は、とてもいいなと思って見
ていましたので、今後もしっかりと取り組んでいただければと思って聞いていま
した。ありがとうございます。

教 育 長 ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。
よろしいですか。

(はい)

○報告事項

5. 令和5年度学校別の工事予定について

(新-1・新しい学校づくり課)

教 育 長 それでは、報告5に移らせていただきます。「令和5年度学校別の工事予定について」、新しい学校づくり課長から報告願います。

新しい学校づくり課長 よろしく申し上げます。

資料は「新-1」をご覧ください。

こちらは、来年度、令和5年度の各学校別の工事の一覧を作らせていただきましたので、どちらかという、各委員さんに情報周知という形で、今回ご提出させていただきますいております。

内容を見ていただければと思うのですが、ご説明をさせていただきます。

資料の見方についてなのですが、学校名の隣に「改築等」という欄がございます。そちらは、その名のとおり改築を今行っている学校とか、あとは、大きな工事としては、令和5年度から志村第六小学校で長寿命化改修工事を、2か年かけて行う工事を行います。

そちらの大きな工事を示しているのが「改築等」の欄で、3ページ目になると思いますが、上板橋第三中学校の欄、こちらには維持改修という形で、長寿命化改修ではないのですが、ある程度、大規模な維持改修ということで、外壁改修を昨年度から実施させていただいて、令和5年度は内部改修をさせていただくような工事が入っております。

1ページ目にお戻りいただきまして、一番上の欄に実施計画事業というものがございます。

こちらにつきましては、区のNo. 1実現プランに位置づけまして、計画的に工事を行っているものをこちらにまとめてございます。

各改修工事というのは、主に、先ほど言いました屋上防水であるとか、外壁改修、要は、コンクリートの状況をよくするため、劣化させないために行うような工事、あと、給食室の小荷物昇降機など、そういった工事が主な改修工事になっているところでございます。

対象校のところには、その設計と工事の部分の予定が書かれているものでございます。

その隣の周年記念というのは、各学校さん、80周年とか90周年とか、周年を迎える年に、区である程度の予算をつけまして、周年行事を迎えるに当たって、学校にご要望を聞きまして、工事を一定程度行っているものでございます。

各学校さんの状況に応じて工事をやっていますので、一概にこの工事ということはないのですが、例えば、教室のかばんを入れるロッカーが古くなっているのを更新してほしいとか、そういったものとか、今年の高島幼稚園だとトイレの改修を行ったりとか、そういった学校さんの周年に合わせてやっている工事でございます。

その隣のバリアフリー工事は、その名のとおりなのですが、バリアフリー法の改正で学校も改修の対象になりましたので、一定程度、車椅子の子どもさんが来ることを想定して、車椅子でも昇降口から教室まで行けるように、段差の解消で

あるとか、車椅子の方でもご利用いただけるようなトイレの改修、そういったものを各学校の状況を調べさせていただいて、やっているものでございます。

ただ、当然、改築校であるとか、大規模改修、長寿命化改修を行った学校はそ
中で行っておりますので、全部の学校が対象というわけではなく、約半数の学
校を計画的にやっていきたいというふうに思っているところでございます。

内部LEDにつきましては、これは環境のことも鑑みまして、学校の照明を今
の蛍光灯のものからLEDに、順次、更新してございます。

こちらは、フェーズ1とフェーズ2というふうに書いているものがございます。

フェーズ1につきましては、電気の更新の工事が遅れています給食室周りとか、
あとは各種会議室、そういったところの照明というのは、使用頻度が少ないこと
もあるのかもしれませんが、割と遅れていた部分がありますので、まず、そちら
のフェーズ1でLED化しまして、その後、フェーズ2というのは、今度、そち
らの改修工事が終わって、普通の教室、そういったところでLED化が済んでい
ないところを、フェーズ2という形で、順次、行っていく工事でございます。

その隣の体育館のLED化につきましては、体育館の照明を、順次、LED化
していきます。LEDランプにしますと、普通の蛍光灯の、電気消費量が半分と
なりますので、当然、電気料の金額にも反映してきますし、電気をそれだけ消費
しないということはCO₂削減にも貢献できるということで、経費と環境面に大
いに貢献できるということで、学校施設は率先してLED化を進めているもので
ございます。

そのお隣の電話の更新につきましては、学務課のマスターで行うのですが、学校
の電話機は工事とか購入で入れているものでございまして、かなり入れてから年
数が経っておりますので、大分、不具合とかも学校で目立ってきましたので、来
年度から計画的に学校の電話機を更新していくということで、対象校を丸印で示
させていただいているものでございます。

最後の計画改修は、こちらの欄にない他の各種工事を記載しているものでござ
います。

様々な工事がございますので、ご覧いただいて、もし学校訪問とかをしていた
だくときに、その学校でどのような工事をやっているのかと気になることがあり
ましたら、ぜひ、こちらの表を見ていただいて、こういう工事をやっているんだ
なというふうに思っただければと思います。

今お話ししました各工事の中身、ある程度の時期につきましては、最後、4ペ
ージ目のところに、一覧表で、工事の概要として、簡単な記載でございますが、
内容と、ある程度、工事の予定時期、そういったものを記載させていただいてお
りますので、学校は当然なのですが、ある程度、夏休みに子どもたちがいない間
にやる工事が比較的多くなってございますので、そういったことをご参考に見て
いただきまして、皆様が学校に行くときの参考資料としていただければというふ
うに思っております。

説明は以上になります。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
青木委員、どうぞ。

青 木 委 員 詳しい説明ありがとうございました。
改修の中で、安全管理のところで質問をさせていただきたい点が1点ありまして、給食用の小荷物昇降機の改修なのですが、これは大体、どのぐらいの使用経過年数を目安にやられているのかなというのと、区内の学校は、ほとんどのところにこれがついているのかどうかというところで、伺いたいのですが。

新しい学校づくり課長 ご質問ありがとうございます。
昇降機の、ある程度の年数というものは、10年とかあると思うのですが、学校の使用状況に応じて、給食の調理師さんと給食所管の学務課さんと連携しまして、更新時期は計画的に古いものから取り替えているものでございます。
委員がおっしゃるとおり、小荷物昇降機は、基本的には全ての学校で給食搬入の際に上に上げるためについてございますので、保守点検も毎年入れておりますし、その点検結果によって、必要などころについては更新を行っていくような感じのものでございます。計画的に各学校で順次行っているところでございます。

青 木 委 員 ありがとうございます。実は、その昇降機の事故の調査をやっている中で、小荷物用で運用上の労災事故が結構頻繁に起こっているということがあるので、気になって聞いてみました。
使用上の安全教育なんかも、使う方たちに適宜お願いできればと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

新しい学校づくり課長 ありがとうございます。

教 育 長 ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

(なし)

教 育 長 その他、追加報告事項はありますでしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会は閉会いたします。
ありがとうございました。

午前 10時 25分 閉会